



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 78/2017年4月号

発行日：2017年4月26日

桜の満開時期も過ぎ去り、ちょっと肌寒い時がありますが、過ごしやすい季節となりました。これからGWも控え心がウキウキしてきます。メリハリをつけ仕事に休みに精を出したいと思います。

I. 最新情報（2017年3月1日～2017年3月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2017年 3月15日	意見	「企業会計基準等に関する適用後レビューの計画策定についての意見の募集」に対する意見について	平成29年1月12日に企業会計基準委員会から「企業会計基準等に関する適用後レビューの計画策定についての意見の募集」が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、この意見募集に対する意見を取りまとめ、平成29年3月13日付けで企業会計基準委員会に提出いたしましたのでお知らせします。	—
2017年3月 17日	実務 指針	税効果会計に関するQ&Aの改正について	日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、平成29年1月17日に開催された常務理事会の承認を受けて、平成29年3月16日付けで、税効果会計に関するQ&Aを改正しましたのでお知らせいたします。 本改正は、企業会計基準委員会から平成29年3月16日付けで公表された企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に対応するため、所要の見直しを行ったものです。	—
2017年3月 27日	意見	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規	平成29年3月2日に金融庁から「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（案）が公表され、広く意	—

		則に規定する金融 庁長官が定める企 業会計の基準を指 定する件」等の一 部改正（案）に対 する意見について	見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、この公開草案に対 する意見を取りまとめ、平成 29 年 3 月 15 日の常務理事会の承 認を得て、3 月 27 日付けで金融庁に提出いたしましたのでお知 らせします。	
--	--	--	--	--

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2017年 3月23日	意見	「NPO法人会計 基準の改正に関す る公開草案」に対 する意見の提出に ついて	平成 29 年 1 月 20 日付けでNPO法人会計基準協議会から「N PO法人会計基準の改正に関する公開草案」が公表され、広く意 見が求められました。 日本公認会計士協会（非営利法人委員会）では、本公開草案に対 する意見を取りまとめ、平成 29 年 3 月 17 日付けでNPO法人 会計基準協議会に提出いたしましたので、お知らせします。	—

2017年3月 28日	実務 指針	「非営利法人委員会実務指針第39号『医療法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例』」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成29年3月15日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会実務指針第39号「医療法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」を、平成29年3月28日付けで公表いたしましたので、お知らせします。</p> <p>本実務指針は、平成27年9月の医療法の改正により、一定規模以上の医療法人及び社会医療法人には、平成29年4月2日以降開始する会計年度から公認会計士又は監査法人による監査を受けることが義務付けられたことを受けて、会員が医療法に基づく監査を行うに当たっての留意点について検討を行い、取りまとめたものです。</p> <p>また、今回の医療法の改正により地域医療連携推進法人制度が創設され、地域医療連携推進法人についても、公認会計士又は監査法人による監査を受けることが求められています。地域医療連携推進法人の会計基準等の諸規則は厚生労働省から順次公表されており、その動向を踏まえつつ、当協会としても実務指針の取りまとめ等の対応を行う予定です。</p> <p>本実務指針の取りまとめに当たっては、平成29年1月27日から平成29年2月28日までの間、草案を公開し、広く意見を求めました。公開草案に寄せられた主なコメントの概要とその対応も併せて公表いたします。</p>	2017年4月2 日以降に開始す る会計年度に対 して行われる監 査から適用
2017年3月 28日	研 究 報 告	非営利法人委員会 研究報告第23号 「公益法人の財務 諸表等の様式等 に関するチェック リスト（平成20年 基準）」の改正に ついて	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成29年3月15日に開催された常務理事会の承認を受けて、『非営利法人委員会研究報告第23号「公益法人の財務諸表等の様式等に関するチェックリスト（平成20年基準）」の改正について』を平成29年3月28日付けで公表いたしましたので、お知らせします。</p> <p>本研究報告は、公益法人が作成した財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書）及び附属明細書並びに財産目録の様式等が「公益法人会計基準」（平成20年4月11日 平成21年10月16日改正、内閣府公益認定等委員会）等に準拠しているか否かを確認するために使用するものです。</p> <p>今般、内閣府公益認定等委員会により公表された「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」（平成27年3月26日）及び「公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」（平成28年3月23日）を踏まえた改正を行っております。</p>	—

2017年3月27日	公開草案	<p>「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A並びに「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A【公営企業型版】」（公開草案）の公表について</p>	<p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第六次地方分権一括法）」（平成28年5月13日成立、平成28年5月20日公布）に基づく「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」（以下、「地方独立行政法人会計基準」という。）の改訂案が、総務省地方独立行政法人会計基準等研究会（平成29年2月21日開催）において承認されました。</p> <p>これを受けて、地方独立行政法人会計基準の実務上の留意点を定める「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A並びに「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A【公営企業型版】」について、総務省自治行政局、同省自治財政局及び日本公認会計士協会の三者で改訂に向けた検討を行い、この度一応の検討を終えたため、公開草案として公表し広く意見を求めることといたしました。</p> <p>今般改訂された地方独立行政法人会計基準では、主に公立大学法人について、他法人への出資、債券の発行、大学附属の学校の設置及び設立団体以外の者からの長期借入を行うことが可能となったことから、これらの会計処理を中心に改訂を行っております。</p> <p>本公開草案についてご意見がございましたら、平成29年4月28日（金）までに、下記に、電子メール又はFAX（できるだけ電子メールでお寄せくださいますようお願いいたします。）によりお寄せください。</p>	—
------------	------	--	--	---

5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

6. その他

CPA協会HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2017年3月17日	その他	改正「中小企業の会計に関する指針」の公表について	日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の関係4団体が主体となって設置された「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会」（以下「委員会」という。）は、「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小会計指針」という。）の見直しを行い、3月9日の委員会においてそ	—

			<p>の公表が承認されましたので、本日、改正「中小企業の会計に関する指針」を公表いたします。</p> <p>関係4団体においては、我が国の経済の好循環を実現していくためには中小企業の果たす役割が重要であると認識しております。この点を踏まえ、中小会計指針を取引実態に合わせたより利用しやすいものとするために、継続的に見直しを行っており、今回の見直しもその一環です。これにより、中小企業における会計の質の向上、ひいては持続的な経済社会の成長と経済基盤の整備に貢献してまいりたいと考えておりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>今回の改正における改正点</p> <p>今回の改正では、従来の中小会計指針第89項にあった「今後の検討事項」（資産除去債務）への対応として、固定資産の項目に新たに敷金に関する会計処理を明記しました（第39項）。</p> <p>また、税効果会計については、平成27年12月28日に企業会計基準委員会から企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」が公表されたことに伴い、関連項目の見直しを行いました。</p> <p>各項目の改正の趣旨につきましては、プレスリリースをご参照ください。</p>	
2017年3月16日	実務指針	監査・保証実務委員会実務指針第63号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」の廃止について	日本公認会計士協会（監査・保証実務委員会）では、平成29年1月17日に開催された常務理事会の承認を受けて、平成29年3月16日付けで、監査・保証実務委員会実務指針第63号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」を廃止いたしましたのでお知らせいたします。	—

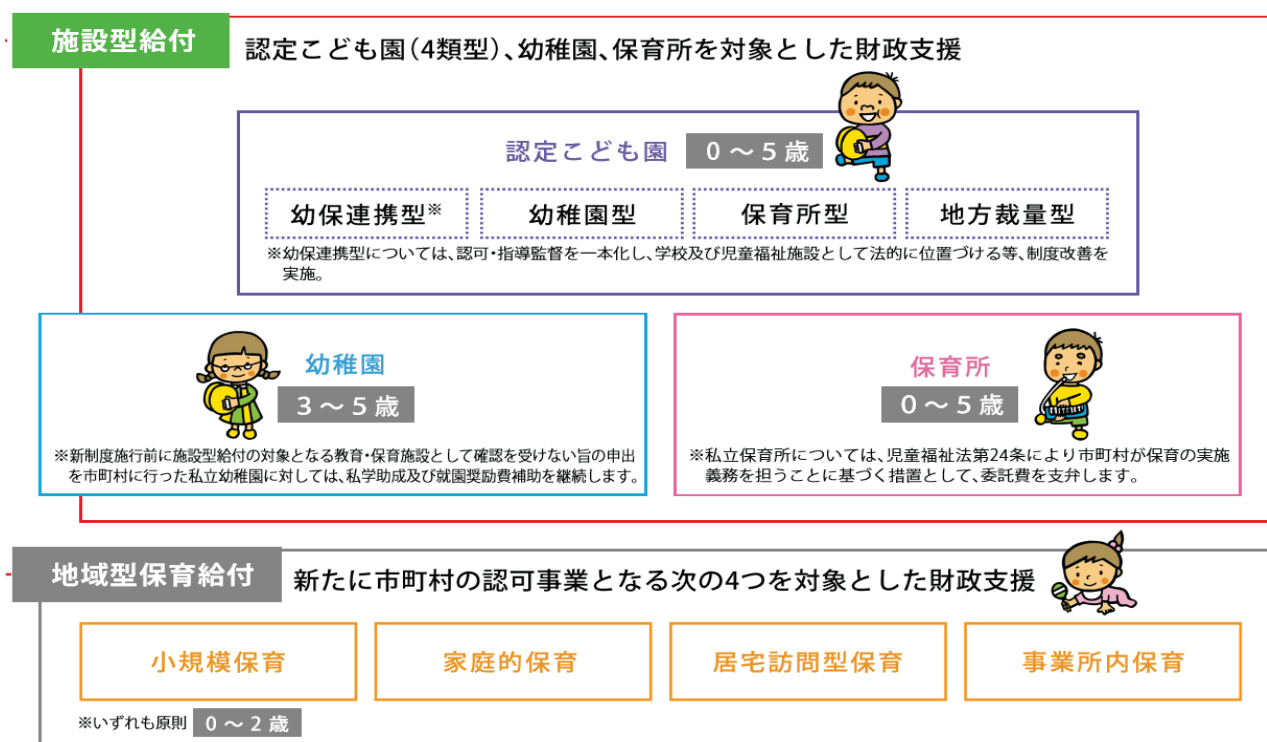
II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

今回は、子ども・子育て支援新制度により施設型給付に移行した場合の会計士監査と会計処理の留意点について解説したいと思います。なお内容に関しては、内閣府から出されているハンドブックより抜粋しています。なお当メッセージにおける記述のうち、特に出典の断りのない限り執筆者の私見であり、監査法人としての意見ではありませんことをお断りいたします。

1. 学校法人に関連する新制度の概要

新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、この2つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化しています。



施設型給付に分類される4類型の主な特徴は以下になります。

幼保連携型：教育と保育を提供する認可された単一施設（幼稚園でも保育所でもない）のタイプ

幼稚園型：認可幼稚園が保育に欠ける子供のための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定子ども園としての機能を果たすタイプ

保育所型：認可保育所が保育に欠ける子供以外の子供も受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認可子ども園としての機能を果たすタイプ

地域裁量型：幼稚園・保育園いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定子ども園として必要な機能を果たすタイプ

施設型給付や地域型保育給付受ける場合の認定区分があり、そのポイントは下記のようになります。



POINT 施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等(施設・事業者が代理受領)が行われます。

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
教育標準時間(1号)認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第1号]	●教育標準時間*	幼稚園
		認定こども園
保育(2号)認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第2号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所
		認定こども園
保育(3号)認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第3号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所
		認定こども園
		小規模保育等

*教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

現行の幼稚園は、今後も私学助成を引き続き受けることも、又は上記新制度による「施設型給付」を選択することも可能となっております。

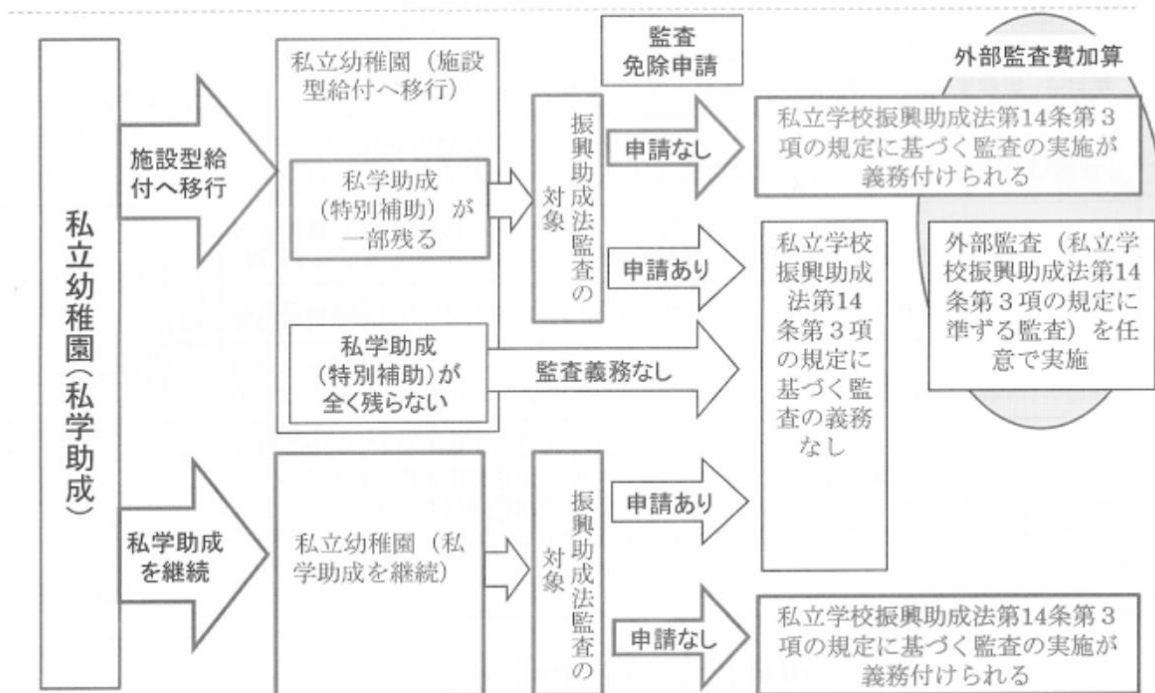
2. 施設型給付を選択した幼稚園の会計士監査

現在会計士監査を受けている幼稚園は、経常費補助(私学助成)を受けていることが前提となり、私学学校振興助成法第14条第3項に基づく監査を受けていることとなります。

従って施設型給付を選択した幼稚園や認定子ども園は、私学助成(一般補助)は無くなりますので、会計士監査が不要となりますが、私学助成(特別補助)が一部残るケースにおいては、監査免除申請をしなければ会計士監査は義務として残ることとなります。しかし施設型給付に移行しているので、平成27年内閣府告示第49号により施設型給付費に「外部監査費加算」が行われることとなります。

一方私学助成の一般補助及び特別補助が共に無い場合には、会計士監査は不要となりますが、公認会計士又は監査法人の外部監査を任意で実施した場合には、上記同様に平成27年内閣府告示第49号により施設型給付費に「外部監査費加算」が行われることとなります。

以上の内容を図で説明すると下記のようになります。



日本公認会計士東京会研修会資料 「学校法人における監査上の留意点について」
(学校法人特別委員会委員長 公認会計士 平塚 俊充) より抜粋

3. 会計処理

施設型給付に移行した場合に想定される主な項目と表示科目を以下示しますので参考にして下さい。

項目	大科目	小科目	備考
検定料	手数料収入	入学検定料収入	従来通り。入学検定を行った年度で収入計上。
従来の入園料	手数料収入	入園受入準備費収入	入園やその準備、先行などに係る事務手続等に要する費用の対価。入園手続きを行った年度に収入計上
	学生生徒等納付金収入	特定保育料収入	教育・保育の対価。 前受金処理 (入園年度に収入計上)。
基本負担額	学生生徒等納付金収入	基本保育料収入	国基準 (上限) の範囲内で世帯所得等に応じて市町村の定める額 (基本保育料) で毎月徴収するもの。
施設型給付費	補助金収入	施設型給付費収入	施設型給付費は、施設の運営に標準的に要する費用総額として設定される「公定価格」から「利用者負担額」を

			控除した額。ただし、施設型給付費が、法的には保護者に対する個人給付と位置付けられるものであるという点を重視して、所轄庁（都道府県知事）の方針のもと、大科目を「学生生徒等納付金収入」として取り扱うことも可能。
--	--	--	---

4. 「保育所の設置認可等について」の改正について

平成 26 年 12 月 12 日に厚生労働省児童家庭局長から通知された「「保育所の設置認可等について」の一部改正について（雇児発 1212 第 5 号）」によれば、学校法人が保育所を設置した場合、改正前は社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書等が資金収支分析表の作成及び提出義務が課されていましたが、改正後は学校法人会計基準に基づく計算書類の他は、積立金・資産明細表を作成するのみとなりました。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703